

調理業務功労者鴻巣保健所長表彰実施要綱（案）

1 目的

調理業務に従事し、調理技術の発展及び調理師の資質向上に努め、食生活の普及向上に功績のあった者について鴻巣保健所長表彰を行い、もって公衆衛生のいっそうの推進を図るものである。

2 表彰の対象

調理業務に従事し、調理技術の発展及び調理師の資質向上に功績があり、他の模範となりうる者で次の号に該当する者。

- (1) 免許取得後県内で、調理の業務に10年以上従事し、現に同一施設に3年以上継続して従事している者。
- (2) 年齢が35歳以上であること。
- (3) 調理業務に関する他の公衆衛生関係の保健所長以上の表彰を受けていないこと。

3 表彰の手続

次に掲げる者は、前項に該当する者について、鴻巣保健所長宛に推薦する。

- (1) 埼玉県鴻巣保健所管内食品衛生協会長
- (2) 管内に所在する給食施設等の長

4 被表彰者の決定

前項により推薦された者については、鴻巣保健所長が被表彰者を決定する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。